

**「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品衛生部会 報告書（案）  
ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱いについて」に係る意見**

〔氏名〕 公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS）  
消費者提言特別委員会

〔住所〕 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号 全国婦人会館2階

〔電話番号〕 03-6434-1125

〔FAX 番号〕 03-6434-1161

〔電子メールアドレス〕 nacs-teigen@nacs.or.jp

〔意見〕

**（1）すべてのゲノム編集作物の栽培を規制してください**

貴省の専門部会は、遺伝子を正確に改変する「ゲノム編集」を使った食品について一部を規制の対象外とし、届出のみで販売を認める内容の報告書（案）を今回まとめられました。それによりますと、年内にもゲノム編集食品が食卓に上がる可能性があります。

ゲノム編集作物は、これまでの遺伝子組み換え作物と異なり、遺伝情報を高い精度で改変する技術のことで、DNA切断酵素を利用して、ゲノム上で特定のDNA塩基配列を標的として遺伝子を壊したり、置換えたりできる技術と聞きました。その安全性はいまだ解明されておらず、明確な危険性がないという理由で、十分な規制がされないまま野放しになる今回の報告書（案）に納得できません。なぜリスク（危険）を冒して、早急に事を運ばれるのか理解できません。

米国では農務省が規制しない方針を出していますが、欧州連合（EU）は欧州司法裁判所が遺伝子組み換えと同様に、規制するとしており、今回の貴省の報告書（案）と反対の判断を示しています。日本でもゲノム編集を使った食品は開発が進んでいるようで現状では不安です。輸出入食品の問題も出てきます。消費者が不安を払拭できないままでは市場の広がりも危ういものです。まずは、技術的・専門的な観点からすべてのゲノム編集作物の栽培を規制することからスタートしてください。

**（2）食品の安全審査を実施してください**

ゲノム編集は、別の遺伝子を挿入する方法と、切断して遺伝子の働きを壊す方法の2つがあると理解しています。報告書（案）では遺伝子を挿入する方法で開発した食品は規制の対象とし、遺伝子組み換え食品と同様に厚生労働省の安全審査が必要となりました。しかし、遺伝子を切断して遺伝子の働きを壊す方法は、自然に起こる突然変異や従来品種改良と見分けがつかないという理由で規制の対象外とされています。想定外のリスクが出てくることも考えられます。遺伝子操作を実施した食品すべては、国民の安全・安心な食生活のために安全審査を実施するようにしてください。

**（3）消費者の知る権利・選択する権利を確保するため表示をしてください**

今回の貴省の報告書（案）では、ゲノム編集食品は野放しにされる可能性が高く、遺伝子操作された作物が何も表示されることなく食卓に並ぶことになりそうで不安です。

消費者にとって知る権利、選択する権利を確保するため、ゲノム編集食品であることが消費者にわかる表示をするようにしてください。

食品表示を所管する消費者庁と連携して、ゲノム編集食品であることがわかる表示の義務化を検討してください。

#### **（４）ゲノム編集という操作そのものの妥当性を評価する方法の開発も検討ください**

遺伝子組み換え食品についても、個々の製品での検証が難しいのが実情のようです。

新技術については「規制」の対象を「作物」とすることに限界が出てきているのだと思います。安全性の担保、あるいは従来作物との同等性の担保という視点で、ゲノム編集という操作そのものの妥当性（操作条件の精度、施設、設備、対象作物、操作結果の再現性、妥当性の評価指標など）を評価する方法の開発も必要と考えます。

以上